

社会教育施設における感染防止対策の指針

令和2年6月1日

(令和2年6月4日、7月22日、10月6日、11月30日改訂)

新得町教育委員会社会教育課

趣旨

本指針は、新型コロナウイルスの感染を防止するため、町内の社会教育施設において、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。

1 施設管理者が実施する事項

1) 3つの「密」の防止

- ・「3つの密」を避けるため、「北海道ソーシャルディスタンス」の取組みを実施する。
- ・座席等は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔をあけ、対面しないよう利用させる。
- ・長椅子や固定された客席は、使用させないところにその旨を表示する。
- ・順番待ち等の列ができる場所は、間隔を確保するために最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔で床面等に立ち位置を表示する。
- ・各施設（室）において適切な間隔がとれる最大入場（室）人員を把握し、必要に応じた入場制限等の定員管理を実施する。^{※1}
- ・室内においては、常時または定期的に外気を導入した換気を実施する。^{※5}
- ・「北海道コロナ通知システム」を活用する。
- ・イベント等開催時の感染防止対策は別に定める。

2) 飛沫感染、接触感染の防止

- ・施設職員は、日々の体調管理とともに、マスクの着用^{※2}、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行を図る。
- ・施設内で利用者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ類など）及び、机、椅子、器具など共有物は定期的な消毒を実施するとともに、使用が明らかなものは随時消毒を実施する。
- ・利用者等と対面する場所（受付窓口など）は、ビニールシートなどで仕切を設置する。
- ・手洗い場でのハンドドライヤー使用を中止し、ペーパータオルを設置する。
- ・手洗い場（屋外施設を含む）には石鹸等を設置する。

3) 施設利用者への協力依頼

- ・利用の際はマスクの着用を呼びかける。 ※4
- ・入口に消毒液を設置し、利用者に手指の消毒を呼びかける。
- ・検温等※3の体調確認を行い、体調不良の方については利用制限を実施する。
- ・入口に施設で実施する感染防止対策及び利用者へのお願い事項を掲示する。

2 施設利用者へお願いする事項

- ・発熱または風邪の症状がある者や、体調不良の場合は施設を利用しない。
- ・症状がなくてもマスクを着用する。 ※4
- ・入退場時に手指消毒をする。
- ・咳エチケットや手洗いをする。
- ・座席は最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔をあけ、対面とならないように配置する。
- ・部屋の使用中は常時または定期的に窓を開け換気を行う。 ※5

※1 道立施設の指針では1人当たり4 m²

※2 夏季の高温や多湿の環境下においては熱中症のリスクが高まることから、人と対面する場合を除き、周囲の人との距離を確保できる場合にはマスクをはずすようにする。

※3 町が主催または関係する行事、特に不特定多数が集まるイベント等で実施。37.5℃以上または平熱+1℃以上の発熱がある場合は利用を制限。

※4 運動・スポーツ中のマスクの着用は、場合によっては十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることから、利用者等の判断によるものとする。

※5 冬期間については、室温が下がりすぎない程度に常時窓を少し開けて換気を行うか、もしくは1時間に2回程度、1回につき数分間、窓を開けての換気を行うこととする。